

## 宝塚市 狭あい道路拡幅整備促進計画(第2期)

令和5年4月

### 1. 狭あい道路の現況

本市における狭あい道路は、住宅密集地に集中しており、概ね397kmである。

宝塚市では、市民の日常生活の利便の向上を図るとともに、より良い生活環境の整備・改善及び災害時における安全の確保を図るために宝塚市生活道路整備条例を設け、地域における道路整備を進めている。

### 2. 狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針

基本方針は、市民の生活に直結している生活道路（狭あい及び指定する道路）に接して建物を建てる時に、建築主等から道路用地の協力を得て道路を拡幅整備することによって、市民の日常生活の利便の向上を図るとともに、より良い生活環境の整備・改善及び災害時における安全の確保を図ることとする。

### 3. 事業期間

令和5年度～令和9年度

### 4. 拡幅整備の対象とする狭あい道路

宝塚市内における建築基準法第42条第2項道路および現況道路幅員4m未満の指定する道路

### 5. 狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要

（狭あい道路）

将来的に有効幅員4mの道路とするため、縁石幅部分15cmを含めた

2. 15mのセットバック部分の道路の整備

（指定する道路）

将来的に有効幅員6mの道路とするため、縁石幅部分15cmを含めた

3. 15mのセットバック部分の道路の整備

6. 狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み

| 項目       | 令和5年度事業費    | 令和6年度事業費    |
|----------|-------------|-------------|
| 道路の整備工事費 | 7, 1 0 4 千円 | 4, 4 0 0 千円 |
| 合計       | 7, 1 0 4 千円 | 4, 4 0 0 千円 |

7. その他、狭あい道路の拡幅整備を促進するための施策の概要

市のホームページ等で住民や事業者に周知する。

8. 位置図

別紙のとおり

位置図：宝塚市

事業対象：市内全域の市道のうち建築基準法第42条第2項道路

